災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和7年7月4日
株式会社Emyii少額短期保険

令和７年７月３日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口　：　0120-953-827
受付時間　：　月～金　午前9時半～午後5時　但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付　：　0120-936-058　（AI電話事故受付）
受付時間　：　24時間365日対応
※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、
連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
鹿児島県	７月３日	鹿児島郡十島村 （かごしまぐんとしまむら）

以上